教育長の臨時代理による事務処理について

平成30年3月9日教育委員会第7回定例会での協議により、指示のあった教育長の臨時代理による事務処理について、下記のとおり行ったので、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第3条第2項の規定により、報告する。

記

1 事務処理の内容

中野区立幼稚園教育職員の初任給調整号給を廃止するため、中野 区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部 を改正した。

- (1) 臨時代理の事務処理を行った日 平成30年3月27日
- (2) 改正内容 右図のとおり。
- (3) 施行日 平成30年4月1日

平成30年(2018年)4月6日 教育委員会資料 教育委員会事務局指導室長

中野区立幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則 の一部を改正する規則(抜粋)

別表第2(第4条関係)

幼稚園教育職員給料表初任給基準表

(新)

職種	学歴免許等	初任給	
教諭及び養護教諭	大学卒	1級13号給	
	短大卒	1級5号給	

(旧)

職種	学歴免許等	初任給	調整号数
教諭及び養護教諭	大学卒	1級13号給	+2号
	短大卒	1級5号給	

備考 調整号数欄に掲げる「+」は、加える号数を示す。